

# 令和3年度第16回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年1月26日（水）  
開催時間 15時00分  
開催場所 芽室町役場2階第7会議室

## 開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第30号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第5 報告第31号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第6 報告第32号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
- 日程第7 議案第41号 芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の一部改正の件
- 日程第8 協議案第2号 令和4年度芽室町一般会計教育費予算（政策推進課長ヒアリング結果）の件（非公開）

## 閉 会

日程第4

報告第30号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和4年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

## 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成 9 年 3 月  
教育委員会訓令第 1 号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成 29 年芽室町条例第 2 号)第 2 条第 1 号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第 2 項及び第 3 項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許可基準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和2年4月 1日改定

令和2年4月 1日適用

令和3年4月 1日改定

令和3年4月 1日適用

日程第 5

報告第 31 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 4 年 1 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えるとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

## 区域外就学許可基準

茅室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

### <条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事由	許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出  上記以外の学年	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
			学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事實を証することができる書類
3	兄姉が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄姉が在籍する学校に弟妹も兄姉と同じ学校に通学を希望する場合	兄姉が卒業まで（ただし、兄姉が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・家庭の事情 ・天災等 ・遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 6

報告第 32 号

令和 4 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和 4 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和 4 年 1 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和3年(2021年)12月23日

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育厅学校教育局指導担当局長 中澤美明

令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

標記調査の実施要領については、「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和3年（2021年）12月23日付け教義第1045号北海道教育厅学校教育局指導担当局長通知）により通知したところですが、この度、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、令和4年度調査への参加について照会がありました。

つきましては、次により期日までに回答願います。

記

1 令和4年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式1【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、令和4年（2022年）1月4日（火）までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式1を「様式2【調査票】教育局用」に取りまとめ、令和4年（2022年）1月6日（木）までに、学力向上推進係あてメールで提出してください。

[学力向上推進係主任 島周平 E-mail:shima.shuuhei@pref.hokkaido.lg.jp]

(3) 関係道立学校

「様式3【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、令和4年（2022年）1月4日（火）までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課特別支援教育指導係あて、メールで提出してください。

[胆振教育局教育支援課義務教育指導班主査 浅野美香 E-mail:asano.mika@pref.hokkaido.lg.jp]

[特別支援教育課特別支援教育指導係主任指導主事 但田寛和 E-mail:tadata.hirokazu@pref.hokkaido.lg.jp]

担当：義務教育課学力向上推進係  
TEL : 011-204-5771 (ダイヤルイン)  
内線 : 35-775

写

3文科教第955号

令和3年12月21日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

藤原章夫

#### 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和4年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和3年12月21日付け3文科教第954号文部科学事務次官通知）で通知したところです。

については、本調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙1～10のうち該当する様式に記入の上、令和4年1月11日（火）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

都道府県教育委員会におかれでは域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれでは調査に関する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは調査に関する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」（平成28年4月28日付け28文科初第197号文部科学省初等中等教育局长通知）を踏まえ、適切な取扱いをしていただきますよう改めてお願ひいたします。

<本件担当>

総合教育政策局 調査企画課 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

## 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領について(案)(概要)

### 令和4年度全国学力・学習状況調査

- ・調査実施日: 令和4年4月19日(火)
- ・調査事項: 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）  
質問紙調査(児童生徒、学校)

・後日実施(※)の期間は、4月20日(水)～5月20日(金)とする。

(※)調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情等がある場合、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること。後日実施の場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は後日実施期間に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行う。

(※)通例、調査日の翌日から約2週間としているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、期間を約1か月間に延長。令和4年度も同程度の期間を確保。

### ○令和3年度からの主な変更点について

①教科に関する調査は、国語、算数・数学に加えて理科を実施

・理科は3年に一度程度実施しており、平成24年度(抽出調査)、平成27年度(悉皆調査)、平成30年度(悉皆調査)に引き続き4度目の実施

②児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施

・令和3年度調査において、児童生徒質問紙調査について、一部の国立大学附属学校(小中学校100校程度)で、PC・タブレット端末を活用したオンラインによる回答方式で試行的に実施

・令和4年度調査においては、規模を拡大し、20万人程度の児童生徒を対象に、希望する小中学校において、一定期間内(4月19日(火)～4月28日(木))で日にちを分散して実施

## 令和4年度 全国学力・学習状況調査 質問紙調査について(案)

### 1. 令和4年度の質問紙調査について

- 質問紙調査については、平成29年度に専門家会議において調査項目の精選を行っており、その際の方針に基づくと、令和4年度の調査項目のテーマは、「理科、算数・数学、地域との連携、新学習指導要領」となる。
- 令和4年度調査は、経年変化を把握する観点から、上記テーマを踏まえつつ、GIGAスクール構想や学校における新型コロナウィルス感染症への対応等に関連する項目を盛り込んで、全体を構成する。

### 2. 令和4年度の主な変更点

- ① 理科、算数・数学、地域との連携、新学習指導要領に関する項目を重点的に盛り込む。
- ② GIGAスクール構想の推進を踏まえ、ICTの活用状況等に関連した質問項目の充実を図る。
- ③ 新型コロナウィルス感染症に関する学校の対応状況等を把握・分析するため、コロナ禍における学校の対応や取組に関連した質問項目を盛り込む。
- ④ 児童生徒質問紙について、一部の学校ではオンラインにより教科調査とは別日程で回答することから、教科調査の問題に関する質問項目は、教科調査の解答時間終了直後に紙形式で回答することとし、質問紙調査の冊子からは削除する。

※なお、質問項目数については、児童生徒及び学校の負担とならないよう、精選することとし、既存の調査項目を精査するなどして、前回調査の項目数より増えないようにする。

<参考>令和3年度調査の質問項目数

児童生徒：69項目、学校102項目

## 様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。  
※令和4年(2022年)4月19日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により令和4年(2022年)4月19日時点で存在しない学校は、含みません。)なお、令和4年(2022年)4月19日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、4月20日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により4月19日に実施できず、4月20日以降に実施する」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②令和4年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合、統廃合・義務教育学校の設置を予定している場合、休校の状況等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、4月20日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④4月20日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

\* 次の教育委員会は、小学校及び中学校の設置管理者として、令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加します。

教育委員会名:芽室町教育委員会
-----------------

## ① 所管する学校

\* 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

学校名	小学校調査				中学校調査			
	該当する欄に「1」を記入				該当する欄に「1」を記入			
	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月19日に実施する	やむを得ない事情により4月19日に実施できず、4月20日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月19日に実施する	やむを得ない事情により4月19日に実施できず、4月20日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1	
(記入例)〇〇市立〇〇小学校					(記入例)〇〇市立〇〇中学校			
芽室町立芽室小学校	1	1			芽室町立芽室中学校	1	1	
芽室町立上美生小学校	1	1			芽室町立上美生中学校	1	1	
芽室町立芽室西小学校	1	1			芽室町立芽室西中学校	1	1	
芽室町立芽室南小学校	1	1						
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
合計	4	4	0	0	合計	3	3	0

## ② 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

--

## ③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)(B)」の内容から変更がある場合等)

(記入例)学校基本情報の確認(A)(B)の内容から変更:△△→□□(〇〇小学校)  
統廃合となる予定の学校:〇〇小学校(廃止)、〇〇小学校(廃止)→〇〇小学校(新設)  
休校の状況:〇〇小学校(R04休校予定)、〇〇小学校(R03休校、R04引き継ぎ休校・再開予定)

## ④ 4月20日以降に調査を実施する学校名とその理由

学校名	理由

日程第 7

議案第 41 号

芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の一部改正の件

芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の一部を改正しようとするものであります。

令和4年1月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

# 芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針

(令和2年10月26日 芽室町教育委員会決定)

(令和4年 1月26日 一部改正)

## 第1 趣旨

この指針は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、芽室町立学校における教職員のハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

### 1 ハラスメント

次の各号に掲げるものをいう。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

#### (2) パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

#### (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

①職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

ア 妊娠したこと。

イ 出産したこと。

ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。

エ 不妊治療を受けること。

②職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

#### (4) その他のハラスメント

前各号に当てはまらないが、同様の性質を持ち、職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

### 2 職員

芽室町立学校に勤務している全ての教職員をいう。

### 3 北海道教育委員会指針

北海道教育委員会が定める、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」、

「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」をいう。

### 第3 職員の責務

- 1 職員は、ハラスメントをしてはならない。
- 2 職員は、北海道教育委員会指針に規定する「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項」、「パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項」を十分認識して行動するよう努めなければならない。
- 3 校長等管理職員は、職員に対し、前項の職員が認識すべき事項の周知徹底を図るものとする。
- 4 校長等管理職員は、ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、ハラスメントに関する申出及び相談（以下「申出等」という。）が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 5 校長等管理職員は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 6 校長等管理職員は、当該所属に属する職員が他の所属に属する職員からハラスメントを受けたとされる場合には、教育推進課長に報告しなければならない。

### 第4 教育委員会の責務

- 1 教育委員会は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。
- 2 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等及び当該申出等に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

### 第5 相談窓口の設置

- 1 申出等が職員からなされた場合に対応するため、教育委員会内に相談窓口を設置し、相談員を配置する。
- 2 相談員は、教育推進課長を含む2名以上で対応し、申出等に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

## **第6 申出等の処理**

教育長は、相談員からの報告に基づき、事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、速やかに事実関係の確認及び調査を行い、問題の解決を図るために必要な措置を講ずるものとする。

## **第7 プライバシーの保護**

ハラスメントに関する申出等の処理を担当する者は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、特に相談者が申出等によって、不利益を受けないように留意しなければならない。

## **第8 補則**

この指針の定めるものほか必要な事項は、北海道教育委員会指針を準用する。

### **附 則**

この指針は、令和2年1月1日から施行する。

### **附 則**

この指針は、決定の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

日程第 8

協議案第 2 号

令和 4 年度芽室町一般会計教育費予算（政策推進課長ヒアリング結果）  
の件（非公開）

令和 4 年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に  
に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和 4 年 1 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）  
〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作  
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。